

(改正後全文)

社 福 第 1129 号

平成13年 8月 8日

【一部改正】 社 福 第 3023 号

平成15年12月5日

社 福 第 95 号

平成29年4月20日

各社会福祉法人等代表者 様

埼玉県健康福祉部長

社会福祉施設における寄附の取扱いについて（通知）

健康福祉行政の推進につきましては、日ごろ格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

社会福祉における社会福祉施設の果たす役割は非常に大きく、その重要性につきましては改めて申し上げるまでもありませんが、それだけに、社会福祉法人は、公共性・公益性が高く、その運営は公明かつ適正に行われるとともに、住民の信頼を得ることが不可欠となっています。

しかし、先般、社会福祉施設の入所者等からの寄附の強要を疑わせる事例が明らかになりました。

県といたしましては、これまでも監査等を通じて、その適正な取扱いをお願いしてきたところですが、このたび、寄附の取扱いについて、手続きの透明性を確保することにより、施設運営の適正化を図るため、過日行った寄附金調査の結果及び寄附金問題に関するシンポジウムでの関係者の意見を参考に、別紙のとおり「社会福祉施設における寄附の取扱い」を定めました。つきましては、その内容を十分に御理解いただき、寄附の取扱いに遺漏のないようお願ひいたします。

担当：社会福祉課施設指導担当

電話：048-830-3225

FAX：048-830-4782